

令和3年11月24日

日本弁護士連合会	御中
日本司法書士会連合会	御中
日本行政書士会連合会	御中
日本公認会計士協会	御中
日本税理士会連合会	御中

金融庁総合政策局総合政策課
金融庁企画市場局企業開示課
法務省大臣官房司法法制部司法法制課
法務省民事局民事第二課
総務省自治行政局行政課
国税庁長官官房総務課税理士監理室

外国語対応可能な士業のリストの更新時のご依頼

平素よりお世話になっております。

世界に開かれた国際金融センターの実現に向けて、法人設立・在留資格取得・金融業ライセンス取得・ビジネス開始、生活セットアップ等を円滑に行える環境を構築する観点から、弁護士・司法書士・行政書士・公認会計士・税理士の中で、外国語対応可能かつこれらの支援に一定の業務経験をお持ちの方・法人[※]の一覧の取りまとめにつきましては、平素よりご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。こちらの一覧につきましては、金融庁にて今年3月より開設しております、国際金融センター特設ウェブサイト¹にて掲載させて頂いており、皆様にご協力頂きながら、随時、事業者様の新規登録や登録情報修正等反映させて頂いているところで

(参考1) 国際金融センターの実現に向けたご協力依頼

(参考2) 外国語対応可能な士業のリストの更新時のご依頼

※ 海外から日本に拠点を移す外国人材に対する法人設立・在留資格取得・金融業ライセンス取得・ビジネス開始、生活セットアップ等の業務について、例えば、概ね3年以上の実務経験を有するなど、業務の遂行に必要な経験をお持ちの方・法人

こうした中で、これまで以上に沢山の事業者様から新規掲載や掲載情報の変更・削除のご要望を頂戴しており、主に英語版ページ上での掲載の仕方について、改めて事業者様への照会が必要なケースも多数発生しております。こうした中で、より

¹ <https://www.fsa.go.jp/internationalfinancialcenter/index.html>

スムーズに特設ウェブサイトへの掲載を行っていくべく、今般、記載上の留意事項について明確化させて頂きました。詳細につきましては、新規登録の場合は「(別添様式1) 新規登録用フォーマット」右側の「★留意事項(必ずご確認ください)」のシートを、登録情報修正・削除の場合は「(別添様式2) 登録情報修正用フォーマット」様式のシートの1行目に記載の※印注意事項をご覧頂ければと存じますが、主な留意事項としては以下になります。

(別添様式1) 新規登録の場合

- ・自由記載欄にご記載頂く場合は、英語版も併せてご記載頂きますよう、お願いいたします(日英2言語対応していない場合は、自由記載欄に関しては特設ウェブサイトの日本語ページにのみ掲載することとなりますのでご了承ください)。
- ・事業者HP及びお問い合わせフォーム記載欄につき、英語版がある場合は英語版URLについてもご記載ください。日本語版のみの場合は国際金融センター特設ウェブサイトの日本語版にのみURLを掲載させていただきます。

(別添様式2) 登録情報修正・削除の場合

- ・登録情報につき、日本語版だけでなく英語版の修正も必要な場合は、シートを分けて修正内容を記載頂きますよう、お願いいたします。

つきましては、12月1日以降については別添様式に基づき、新規登録・登録情報修正・削除の手続きを行って頂きたく、本依頼文及び別添様式について、改めて貴連合会等に所属する会員様にご送付・周知頂きますよう、お願い申し上げます。

ご多用中恐れ入りますが、国際金融センターの実現に向けた政策趣旨に鑑み、何卒ご協力賜れますよう、よろしくお願い申し上げます。

【担当者(リスト提出先)】

<p>日本弁護士連合会関係 法務省大臣官房司法法制部 司法法制課司法制度第一係 Email: shihouseido01@i.moj.go.jp 電話番号: 03-3580-4111 (代表) 担当者: 芦ヶ谷、黒山</p>	<p>日本司法書士会連合会関係 法務省民事局民事第二課 Email: t.saito.79s@i.moj.go.jp t.hasegawa.xlq@i.moj.go.jp 電話番号: 03-3580-4143 担当者: 齊藤、長谷川</p>
<p>日本行政書士会連合会関係 総務省自治行政局行政課 Email: g2.satou@soumu.go.jp 電話番号: 03-5253-5510 (直通) 担当者: 佐藤、柳</p>	<p>日本税理士会連合会関係 国税庁税理士監理室 Email: zeirishi@nta.go.jp 電話番号: 03-3581-4161 (内線 3374、3402) 担当者: 中村、金子</p>
<p>日本公認会計士協会関係 金融庁企画市場局企業開示課 Email: auditfirmgc@fsa.go.jp 電話番号: 03-3506-6420 (直通) 担当者: 名取、佐藤</p>	<p>全般 金融庁総合政策局総合政策課 Email: japan_as_ifc@fsa.go.jp 電話番号: 03-3506-6785 (直通) 担当者: 中村、田中、尾花</p>

(参考1) 国際金融センターの実現に向けた御協力依頼

(令和2年12月18日発出) (抄)

国際金融センターの実現に向けた御協力依頼

平素よりお世話になっております。

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)において、「世界に開かれた国際金融センターの実現」のための諸施策として、海外と比肩しうる魅力ある金融資本市場に向けた改革と、海外事業者や高度外国人材を呼び込む環境構築を戦略的に進めることとされました。これを受けて、政府としては、アジア、さらには世界の国際金融センターとしての地位の確立、厚みを増した金融人材による高度な金融サービスの提供、ひいては、我が国における雇用・産業の創出、経済力の向上を通じた活力ある日本の実現に向けて取り組んでまいります。

こうした中、日本で新規に資産運用業等を始める外国人が、法人設立・在留資格取得・金融業ライセンス取得・ビジネス開始、生活セットアップ等を円滑に行える環境を構築する観点から、上記経済対策に示されております通り、弁護士・司法書士・行政書士・公認会計士・税理士の中で、外国語対応可能かつこれらの支援に一定の業務経験をお持ちの方・法人※の一覧をとりまとめ、国際金融センターに関する情報をまとめた専用ウェブサイト(金融庁において今年度中開設予定)に掲載させていただきと考えております。

※ 海外から日本に拠点を移す外国人材に対する法人設立・在留資格取得・金融業ライセンス取得・ビジネス開始、生活セットアップ等の業務について、例えば、概ね3年以上の実務経験を有するなど、業務の遂行に必要な経験をお持ちの方・法人

具体的には、別添様式を貴連合会等に所属する会員にご送付いただき、掲載を希望する方・法人の情報を取りまとめの上、令和3年2月1日(月)までに、下記担当者宛にご提出いただきますよう、お願い申し上げます。

(参考2) 外国語対応可能な土業のリストの更新時のご依頼

(令和3年9月14日発出) (抄)

外国語対応可能な土業のリストの更新時のご依頼

平素よりお世話になっております。

世界に開かれた国際金融センターの実現に向けて、法人設立・在留資格取得・金融業ライセンス取得・ビジネス開始、生活セットアップ等を円滑に行える環境を構築する観点から、弁護士・司法書士・行政書士・公認会計士・税理士の中で、外国語対応可能かつこれらの支援に一定の業務経験をお持ちの方・法人[※]の一覧の取りまとめにご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。こちらの一覧につきましては、金融庁にて今年3月より開設しております、国際金融センター特設ウェブサイトにて掲載させて頂いているところです。

(参考1) 国際金融センターの実現に向けたご協力依頼

※ 海外から日本に拠点を移す外国人材に対する法人設立・在留資格取得・金融業ライセンス取得・ビジネス開始、生活セットアップ等の業務について、例えば、概ね3年以上の実務経験を有するなど、業務の遂行に必要な経験をお持ちの方・法人

開設後、個別に事業者様から新規掲載や掲載情報の変更・削除についてお問い合わせを頂く機会も増える中、事務効率化の観点から、今後につきましては、事業者様から貴連合会等に対し、掲載内容に応じた別添様式をご提出頂き、貴連合会等から所管省庁に提出いただいた上で、金融庁にて更新情報を反映するというフローとさせて頂きたく、本依頼文及び別添様式を貴連合会等に所属する会員にご送付いただきますよう、お願い申し上げます。

(注1)

現在、国際金融センター特設ウェブサイトに関しては月1回～数回のペースで更新しており、金融庁にて別添様式を受領したタイミング次第で、更新情報を随時反映させていただきます。

(注2)

新規掲載をされたい場合は「(別添様式1) 新規登録用フォーマット」を、掲載情報の変更・削除をされたい場合は「(別添様式2) 登録情報修正用フォーマット」を、それぞれご使用ください。

ご多用中恐れ入りますが、国際金融センターの実現に向けた政策趣旨に鑑み、何卒ご協力賜れますよう、よろしくお願い申し上げます。